

# 杵築市産業振興促進計画

令和 2 年

大分県杵築市

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1. 総論 .....                              | 1  |
| (1) 計画策定の趣旨 .....                        | 1  |
| (2) 前計画の評価 .....                         | 2  |
| 2. 計画の区域 .....                           | 3  |
| 3. 計画の期間 .....                           | 4  |
| 4. 計画区域の産業の現状及び課題 .....                  | 4  |
| (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む） .....            | 4  |
| (2) 商工業（製造業を含む） .....                    | 4  |
| (3) 情報通信業（情報サービス業等） .....                | 4  |
| (4) 観光（旅館業を含む） .....                     | 5  |
| 5. 計画区域において振興すべき業種 .....                 | 5  |
| 6. 事業の振興のために推進する取組・関係団体等との役割分担及び連携 ..... | 5  |
| (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む） .....            | 5  |
| (2) 商工業（製造業を含む） .....                    | 6  |
| (3) 情報通信業（情報サービス業等） .....                | 7  |
| (4) 観光（旅館業を含む） .....                     | 7  |
| (5) 共通 .....                             | 8  |
| 7. 計画の目標 .....                           | 8  |
| (1) 設備投資の活発化に関する目標（令和 2～6 年度） .....      | 8  |
| (2) 雇用・人口に関する目標（令和 2～6 年度） .....         | 9  |
| (3) 事業者向け周知に関する目標（毎年） .....              | 9  |
| 8. 計画評価・検証の仕組み .....                     | 9  |
| 9. 参考データ等 .....                          | 10 |

# 1. 総論

## (1) 計画策定の趣旨

杵築市は、大分県の北東部に位置し、気候も穏やかで積雪もほとんどない地域である。別府湾に面し、牡蠣の養殖やハモ・ちりめん等の水産業が、なだらかな山間部では柑橘や茶の栽培、西部の盆地では米作、畜産が盛んに行われ、このほか少量ながら、高品質・多品種の第1次産業を特徴としている。

昭和60年に半島振興法が制定されて以降、国内で23の地域が指定され、それぞれの地域特性に応じた半島振興策が講じられてきた。大分県においても半島振興計画を策定し、昭和61年に国東半島地域が半島振興対策実施地域に指定された。その後、法改正に合わせて同計画の変更を重ね、平成28年2月に「国東地域半島振興計画」が再度作成されている。同計画に基づき大分県・近隣他市町と連携することにより、産業振興や広域連携促進事業等の成果につながり、同法及び同計画の恩恵を受けてきた。

半島地域という地勢的に不利な条件を抱えながらも、大分空港まで約20分、県内の主要観光地である別府・湯布院まで、高速道路を通じて約30分程度の場所にあることから、かつては半導体を中心とした製造業が盛んに進出したり、観光客が空港と別府・湯布院の移動の間に立ち寄ったりと賑わいを見せていた。しかしながら、生産拠点の海外転換のあおりを受けた事業・工場の撤退により、若い世代の人口流出、主要財源の縮小に歯止めがきかない状況となっており、本市は今、「衰退期」から「消滅期」へと移行しつつある……。

新たな産業創出や、江戸時代の風情が色濃く残る歴史的な街並みや国東半島の豊かで独特な自然と文化を活かした観光等を通じた交流・移住機会の拡大、1次産業のテコ入れ、優秀な人材の定着が本市を持続していくうえでの課題である。人口の減少傾向は加速しており、高等学校の閉校等の影響から、優秀な人材の都市部志向は拡大していることから、本市内単独の取組ではなく、半島周辺地域、さらにはより広域的な地域・人材との連携により、実行性を高める必要がある。このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

| 面積                     | 広ぼう  |      | 住基人口（令和元年9月末時点） |       |          |
|------------------------|------|------|-----------------|-------|----------|
|                        | 東西   | 南北   | 人口              | うち外国人 | 世帯数      |
| 280.08 km <sup>2</sup> | 29km | 23km | 28,976人         | 184人  | 13,496世帯 |

## (2) 前計画の評価

製造業の国内生産情勢は厳しい状況が続いており、本市においても新たに製造業の大規模工場の撤退が発表された。当初の好景気事情から地方への波及を期待して策定を行ったものの、目標達成は容易ではない状況が続いている。

### ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年度に認定された「杵築市産業振興促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度。以下「前計画」という）」の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

#### 【産業振興を推進しようとする取組】

- ・租税特別措置や地方税の不均一課税の活用促進、中小企業への振興資金補助、企業立地条例の活用推進などに取り組み、企業誘致と雇用増。
- ・租税特別措置や地方税の不均一課税の活用による優遇措置の申告数を増加させ、申告事業者全体における雇用増。
- ・歴史的まちなみ等の地域資源を最大限に活かし、商工会、観光協会等の関係団体との連携により、観光客の減少に歯止めをかけ、商店街を再生させるとともに、租税特別措置や地方税の不均一課税の優遇措置を活用した宿泊施設への設備投資を推進し、商業基盤の整備を図る。

#### 【目標数値】

| 業種        | 新規設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 農林水産物等販売業 | 1           | 1～2       |
| 製造業       | 40～45       | 40～45     |
| 情報サービス業   | 1           | 1～2       |
| 旅館業       | 1           | 1～2       |

### イ 目標の達成状況等

前計画の期間において、各種制度の活用を促したものの、令和元年度末時点で、次のような達成状況となった。

#### 【達成状況】

| 業種        | 新規設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 農林水産物等販売業 | 3           | 12        |
| 製造業       | 5           | 1         |
| 情報サービス業   | 0           | 0         |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 旅館業   | 0 | 0 |
| <p><b>【成果及び課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの設備投資においても、半島税制を活用していない。(過疎または対象金額規模に未達等)</li> <li>・ 老朽設備更新に伴う設備投資が多く、新規雇用につながっていない。</li> <li>・ 水産加工設備の設置案件があったが、運営事業者の経営規模が小さいため投資に至らず、別の補助事業を活用した公設民営施設での設置となった。</li> <li>・ 平成 24 年度に、本市初となるコールセンター企業の進出があり、さらなる増設、誘致に取り組んだものの、人口減少、特に若い世代の女性の流出が進み、進出後に雇用者を獲得できないとの企業側の分析・懸念から、誘致や事業拡大につながらなかった。</li> <li>・ 旅館業では、1 件の継承案件（旅館の高齢経営者が、市内で経営を志す者へ建屋ごと売却する予定だった）を相談支援していたが、建築年が古い基準であったため、多少の改築では現在の消防法下で営業できないことが判明し、破談となった。</li> </ul> |   |   |

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていく方針である。

- (i) あらゆる産業において、事業継承を積極支援するため、意向調査・情報共有の仕組みを確立するとともに、法人化、集落営農化を進める。
- (ii) 新たな農作物や加工品の試作段階からの支援。
- (iii) 地域商社による、生産・供給体制管理を通じた販路開拓
- (iv) 移住施策等を通じた各種産業の担い手、新たな事業者の誘引活動
- (v) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資促進
- (vi) 1 次産業と商工観光の一体推進に向けた連携強化、観光のコト消費化

## 2. 計画の区域

本計画の区域は、法第 2 条の規定により半島振興対策実施地域として指定された杵築市内全域とする。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

#### (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

海岸部の温暖な気候から、北部の山岳部、西部の昼夜の寒暖差が激しい盆地まで、広く変化に富んだ市域を利用し、「少量ながら多品種」であることが、本市農林水産業の特徴である。農業と畜産業では、コメの飼料化と家畜糞尿の飼料化、林業と水産業では、シイタケ原木用のクヌギ林の養分が海へ注ぎ、牡蠣の養殖等を支えている。農林水産業それぞれが密接に関わりを持っており、1分野に集中したり、いずれかを廃止したりすることはできず、幅広い分野を多層的に取り組む必要がある。

しかしながら、高齢化、担い手不足により廃業が増えてきており、1次産業の循環が途切れないよう、法人参入や集落営農の組織化など、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められている。

#### (2) 商工業（製造業を含む）

本市は、大分空港至近であることから、かつては半導体、電子機器部品等の大規模な生産工場が進出したが、生産拠点の海外転換のあおりを受けて、600人規模の工場が2年以内に撤退することが発表されるなど、厳しい局面を迎えている。一方で、幅広い企業で国内リスク分散の需要は依然として高く、本市でも医薬品原材料の生産拠点化に向け、試験が始まったところである。こうした動きを丁寧に捉えて、撤退後の工場跡地や閉校した学校用地の再活用を企業誘致と連携して進めていく。

また、平成30年度に市、商工会、農協、漁協、地銀3行、農業法人と共同出資により設立した「地域商社」が起点となり、市内食品加工業の販路開拓、ブランド化、設備更新ニーズの把握など各種支援体制の構築が必要である。

#### (3) 情報通信業（情報サービス業等）

本市で初めてとなるコールセンター企業が平成24年度に進出を果たしたもの

の、その後、新たな企業進出や施設拡大に至っていない。企業動向調査等により、本市の人口流出がすでに進行してしまったことによる、若年世代の労働者・人材確保の不確実性が理由と考えられ、人口減少の影響が顕在化・深刻化している。

近年、パソコンと通信環境があればどこでも働けるとして、ノマドワーカーやシェアオフィスの誘致・移住施策が全国で話題となっているが、本市域は、民間の光通信回線、無線での情報通信環境のインフラが脆弱で、自治体競争力の低下を招いている。本市は、ケーブルネットワーク網の FTTH 化を計画し、令和元年度に一部市域で着工したことを受け、今後の活用につなげ、若年層、特に女性が希望する職種・産業の創出が求められている。

#### (4) 観光（旅館業を含む）

本市の観光は、江戸時代の風情が色濃く残り、重要伝統的建造物群保存地区にも指定された城下町が牽引役となり、レンタル着物で街歩きを楽しむ外国人観光客も多くみられる。一方で、道路交通網の整備が進み、別府・湯布院という大分県が誇る温泉地に宿泊客が集中し、本市での滞在時間・宿泊客は決して多くなく、依然として夜間は閑散としている。既存の宿泊施設も老朽化、経営者の高齢化が進んでおり、事業継承と新たな設備投資が課題となっている。引き続き、交流人口の拡大と、受入環境・体制の維持を図り、地域の賑わいを維持するため、国東半島内外の自治体と共同で、周遊ツアー造成、サイクルツーリズム等に取り組む必要がある。

### 5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、農林水産業（農林水産物等販売業を含む）、商工業（製造業を含む）、情報通信業（情報サービス業を含む）、観光（旅館業を含む）とする。

### 6. 事業の振興のために推進する取組・関係団体等との役割分担及び連携

#### (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

| 取組事業        | 説明                                    |
|-------------|---------------------------------------|
| 農林水産物流通基盤整備 | 付加価値向上のため、各種認証制度取得、省力化等、生産段階からの支援を行う。 |
| 販路開拓・PR     | 製品のブランド化と並行して、都市圏はもとより、県内             |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | ホテル・海外等の B2B にも力を入れる。                          |
| 加工品・土産物開発          | 加工品開発を支援し、ふるさと納税返礼品のラインナップを充実させる。観光消費を高める。     |
| 栽培漁業、漁獲量確保のための環境整備 | 豪雨・土砂災害の影響や資源枯渇の対策を実施し、安定した供給体制を築く。            |
| 新たな農産物の試作支援        | 計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。   |
| 法人経営化と担い手確保        | 法人参入、集落営農等の組織化を促すとともに、後継者の育成や継承者の移住、新規参入を支援する。 |

| 実施主体・主な役割 |   |
|-----------|---|
| 市         | 基盤整備事業の実施<br>地域商社や関係団体の取組支援<br>移住施策と連動した担い手確保対策 |
| 商工会       | ハモ等特産品の地産地消のための販促・PR 活動                         |
| 農協・漁協関係団体 | 生産基盤の拡充、事業継承の支援<br>老朽設備等の計画的な更新                 |
| 地域商社      | 販路開拓、土産物等加工品開発支援                                |

## (2) 商工業（製造業を含む）

| 取組事業                 | 説明   |
|----------------------|--|
| 市内進出企業、中小企業の経営支援     | 市内進出企業及び本社を訪問し、動向について情報交換<br>市内中小企業に向けた融資・補助制度の実施<br>税理士等による経営セミナー開催 |
| 創業支援                 | 創業支援窓口の設置、創業補助事業の実施  |
| 空き店舗や事業継承希望者の紹介      | 空き店舗情報、事業継承希望者等の情報収集と提供  |
| 1 次産業と連携する飲食店・メニュー提供 | 飲食店における特産品を使用したメニュー提供<br>観光誘客と連動した特産品の PR 活動                         |

| 実施主体・主な役割 |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 市         | 市の融資・補助制度の実施<br>創業補助金等による支援 |
| 商工会       | 各種融資・補助制度の斡旋                |



|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | 中小企業経営者に対する相談窓口・経営セミナー実施                       |
| 市観光協会関係団体<br>(飲食店含む) | 会員飲食店における特産品を使用したメニュー提供<br>観光誘客と連動した特産品の PR 活動 |

### (3) 情報通信業（情報サービス業等）

| 取組事業                | 説明   |
|---------------------|--|
| 企業進出を促す各種取組         | 企業誘致に向けた補助制度、減税制度、公有財産の無償、減額譲渡・貸付の推進                 |
| 移住施策と連携した人材確保・働き方提案 | 企業が必要とする人材や求人情報を活用した移住施策の展開<br>田舎で暮らしながら働くワークスタイルの紹介 |
| 通信基盤整備              | 光回線の強化等、ケーブルネットワーク事業の推進                              |

| 実施主体・主な役割 |   |
|-----------|---|
| 市         | 企業誘致、雇用創出に関する補助事業の充実<br>市有財産の無償、減額譲渡・貸付の推進<br>ケーブルネットワーク（光回線）の強化・更新<br>移住施策と企業の求人等情報の連動 |
| 商工会       | 人脈を駆使した各企業の人材確保支援   |

### (4) 観光（旅館業を含む）

| 取組事業             | 説明  |
|------------------|---|
| 1次産業と連携する体験ツアー造成 | 滞在型から体験型観光へ転換<br>グリーンツーリズム、サイクルツーリズムの振興<br>体験を提供する農家、イベント実施主体の担い手確保や事業継承の推進 |
| 民泊を含めた新規事業者の創業支援 | 宿泊施設の設備更新支援<br>民泊の創業支援、空き家・空き店舗等の活用推進                                       |

| 実施主体・主な役割 |   |
|-----------|---|
| 市         | 文化財等市有財産の使用目的の柔軟化、規制緩和検討<br>各種補助制度や、ふるさと納税を活用したファンディング等を活用した資金面での支援・事業 PR |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 商工会                  | 各種融資・補助制度の斡旋<br>相談窓口・経営セミナー実施             |
| 市観光協会関係団体<br>(飲食店含む) | 会員勧誘、情報発信や利用者へ紹介<br>観光ガイドマップ、周遊ルートへの落とし込み |

#### (5) 共通

| 取組事業              | 説明   |
|-------------------|--|
| 租税特別措置の活用<br>促進事業 | 市内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。 |
| 地方税の不均一課税         | 計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。                   |

| 実施主体・主な役割 |  |
|-----------|--|
| 市         | 租税特別措置、地方税の不均一課税の実施<br>商工会等と連携した事業者向け説明会の実施<br>ケーブルテレビ等を通じた制度等情報発信<br>企業訪問による事業者への直接周知 |
| 県         | 地方税（県税）の不均一課税の実施   |
| 商工会       | 市、税理士と連携した制度説明の実施<br>会員への制度の周知・斡旋<br>起業等相談時の制度周知                                       |
| 税理士（会）    | 市、商工会と連携した制度説明の実施<br>経営セミナー等実施時における制度周知  |
| 地域商社      | 市内事業者訪問時の直接周知  |

## 7. 計画の目標

### (1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2～6年度）

既述してきたとおり、本市産業・雇用を取り巻く情勢は芳しくないため、最大限目指すべき努力目標として、次のとおり設定する。

|          |             |
|----------|-------------|
| 新規設備投資件数 | 3件（隔年で1件程度） |
|----------|-------------|

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2～6年度）

|  |  |
|--|--|
| 設備投資による新規雇用者数                                    | 5人   |
| 移住相談窓口経由の移住者数                                    | 50人（年間10人を目標）  |
| 社会増減率  | マイナス2.00%より良い値   |
| 『(令和元年10月～令和6年9月の転入転出者数の差) ÷ 令和元年9月末現在総人口 × 100』 | (参考：H27.10→R1.9：マイナス2.12%)<br>総転出者数4,984－総転入者数5,642＝658<br>H26.9末人口：31,015 |

※住民基本台帳人口ベースとする。

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年）

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①説明会等の実施          | 市内商工会総会等の会合時または税理士等が市内商工会会員等を対象とした経営セミナー時に紹介・説明会を毎年1回程度実施する。 |
| ②事業者への直接周知        | 企業誘致担当部署が各進出企業先を定例訪問する際、制度説明資料を手交し、将来的な設備投資の意向確認をあわせて行う。     |
| ③ケーブルテレビによる制度紹介放送 | 当市のケーブルテレビ放送内で、告知を年数回行う。                                     |

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDC Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

## 9. 参考データ等

### 1. 国勢調査 人口・世帯数・人口密度 ※（ ）内は高齢化率：％

| 調査年     | 人口                 | 人口密度                    | 旧杵築市     | 旧山香町    | 旧大田村    |
|---------|--------------------|-------------------------|----------|---------|---------|
| 平成 17 年 | 33,567 人<br>(30.1) | 119.9 人/km <sup>2</sup> | 23,647 人 | 8,254 人 | 1,666 人 |
| 平成 22 年 | 32,083 人<br>(31.6) | 114.6 人/km <sup>2</sup> | 22,852 人 | 7,675 人 | 1,556 人 |
| 平成 27 年 | 30,185 人<br>(34.7) | 107.8 人/km <sup>2</sup> | 22,091 人 | 6,750 人 | 1,344 人 |

### 2. 国勢調査 就業人口 (出典：経済センサス)

| 産業構造    |              |            |              |            |              |            |            |            |           |
|---------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|------------|-----------|
| 調査年     | 第 1 次<br>(人) | 構成比<br>(%) | 第 2 次<br>(人) | 構成比<br>(%) | 第 3 次<br>(人) | 構成比<br>(%) | その他<br>(人) | 構成比<br>(%) | 総数<br>(人) |
| 平成 17 年 | 3,285        | 20.6       | 4,207        | 26.4       | 8,383        | 52.6       | 48         | 0.3        | 15,923    |
| 平成 22 年 | 2,577        | 17.7       | 4,291        | 29.5       | 7,437        | 51.1       | 254        | 1.7        | 14,559    |
| 平成 27 年 | 2,150        | 15.4       | 3,685        | 26.4       | 7,546        | 54.0       | 589        | 4.2        | 13,970    |

### 3. 【本市の農業関連データ】 (出典：国勢調査、農業センサス)

|              | 平成 22 年  | 平成 27 年  |
|--------------|----------|----------|
| 国勢調査人口       | 32,083 人 | 30,185 人 |
| 高齢化率         | 31.6%    | 34.7%    |
| 農業就業人口       | 2,655 人  | 2,253 人  |
| 農家戸数         | 2,598 戸  | 2,127 戸  |
| 法人率          | 1.28%    | 2.56%    |
| 農業経営者の平均年齢   | 65.7 歳   | 67.1 歳   |
| 農業経営者の高齢化率   | 53.9%    | 59.7%    |
| 農業就業者の平均年齢   | 60.6 歳   | 62.2 歳   |
| 農業就業者の高齢化率   | 67.9%    | 67.7%    |
| 耕地面積 (全体)    | 3,740ha  | 3,630ha  |
| 耕地面積のうち畑耕地面積 | 979ha    | 894ha    |

4.

観光入込客数（出典：県観光動態調査／総数、外国人数、日帰り、宿泊の別）

| 調査年     | 総数        | うち、外国人 | 日帰り     | 宿泊     |
|---------|-----------|--------|---------|--------|
| 平成 26 年 | 961,790   | 21,023 | 921,712 | 40,078 |
| 平成 27 年 | 1,005,596 | 35,124 | 964,649 | 40,947 |
| 平成 28 年 | 969,228   | 54,153 | 924,875 | 44,353 |
| 平成 29 年 | 1,023,475 | 98,001 | 971,463 | 52,012 |
| 平成 30 年 | 917,785   | 76,182 | 866,766 | 51,019 |

※各年 1 月 1 日～12 月 31 日の集計：単位「人」